

## 平成24年度社会福祉法人「じねんじょ」事業報告

### 1 法人事業及び施設運営

平成24年度の重要課題は大きく分けて2つあった。

一つ目は、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正による重症心身障害児（者）通園事業A型むくの事業変更である。具体的には次の通りである。

- ・未就学児（6歳未満）＝児童発達支援「むくっこ」
- ・学童児（18歳未満）＝放課後等デイサービス「むく」
- ・18歳以上の利用者については、生活介護サービス事業所「じねんじょ」を利用併せて利用定員を20名から30名に変更

4月から「むくっこ」と「むく」を多機能型事業として運営を開始した。しかし報酬改定にともなう「給付費等の算定にかかる体制等について」の解釈が異なっており、報酬単価が予定していた額のおよそ半分の設定（基本報酬1,587単位→813単位）となつたため、運営が困難な状態となった。

そのため「むくっこ」を単独事業、「むく」は「じねんじょ」の多機能型事業として再申請（6月10日）し、8月から新たな報酬単価のもとで運営することになった。それに伴い、新たに職員の人員配置（常勤または専従）をすることになり職員体制の変更があった。また、定員5名（125%規程=7名まで利用可）であるため、利用登録者の増加、夏休みなどの長期休暇の利用希望が集中する状況になると、一人当たりの利用日数が少なくなり、利用者の利用ニーズとの乖離がみられる。特に長期休暇中の状況については、下関市内の事業所にとって共通の現象であり、はつたつ部会（障害児通所支援事業を実施している事業所関係者の組織）にて課題を整理、下関市自立支援協議会へ課題提起している。

二つ目は、「利用者の在宅生活の安定を図る」（ライフステージを通じた支援）ため居宅介護（ヘルパー）事業を開始したことである。

重症心身障害者に対応した通所系サービスは限定的であり、生活・個人ニーズに応じた対応は不十分である。また介護をしている家族の高齢化や介護負担なども切実な問題となっている。こうした状況から在宅支援が重要かつ必要であると捉え、4月からヘルパーステーション「ふわり」の事業運営が始まった。

まず生活介護サービス事業所「じねんじょ」メンバーを対象とし、施設利用時間外である朝・夕にサービス提供を行った。その中で通院等介助のニーズが高まり、必要に応じて行政担当者に現状を説明、理解を求めて少しづつ利用条件が緩和されてきた。

さらに土曜日には移動支援事業や同行援護による余暇支援としてメンバーの外出支援を行った。移動支援事業や同行援護については、メンバー及びヘルパーの移動は公共交通機関を利用するよう定めており、重症心身障害者にとって利用しづらい面がある。そこで生活介護サービス事業所「じねんじょ」との合同外出を企画し、移動手段としてじねんじょバスを利用することを行政担当者に相談した。その結果、じねんじょバス乗車中であっても給付費の算定が認められるようになった。

以上のようにふわりの状況が内外部において知られるようになり、むく、むくっこ利用者や他施設からの利用相談が増えている。それを受け多様なニーズに応えられるように、「登録ヘルパー」の採用を始めた。

法人全体の課題として、重症心身障害児者通園事業が法定化されたことにより、報酬単価の日額払いによる運営の不安定さがさらに顕著になった。この課題に対して、以下のことに留意した。

- ・生活介護サービス事業所じねんじょの場合、利用者個人の障害程度区分が報酬単価となるため、認定調査（障害程度区分は3年おきに再評価される）に保護者とサービス管理責任者、担当職員等で協力して取り組んだ
- ・生活介護サービス事業所じねんじょの場合、障害程度区分の高いメンバーの欠席が多くなると収入に影響が出るため、特に重症者の健康管理に努めた
- ・同じくむく、むくっこについてもメンバーの欠席が収入に大きく影響するため、健康管理について学校や保護者に協力をお願いした。
- ・むくについて、メンバーのある程度の欠席を見込み、125%規定（定員5名に対して、1日7名まで利用可）に則り、計画的に1日あたりの利用メンバー数を組んだ
- ・人員配置加算体制について、直接処遇職員以外は対象外となるため、3事業間の連携を図った

障害福祉施策に関する法制度は、3年に1回は見直す規定が盛り込まれる仕組みになっているため、今後も制度改正は続くと思われる。法人として制度改正に柔軟に対応しながら、ライフステージを通した支援（児者一貫）を念頭におき、利用者及び家族が安心して利用できる総合的なサービスの提供に努めたい。

## 2 委員会・部会の活動状況

施設運営委員会を第3火曜日定例で開催した。法人、各事業の運営状況、今後の事業展開について理事長、各施設長、サービス管理責任者とで現状の共通理解、諸課題の抽出、解決にあたることができた。

その他の各委員会、部会においても「じねんじょ」の理念を大切にした活動を行なった。特に支援計画部会では、メンバーを中心とする支援の「個別支援計画」の実現のために、常勤・非常勤と分けることなく職員一丸となって個別支援計画書の立案、実施、評価に取り組むことができた。

また、じねんじょに事務局をおいている「この指とまれ」について、3ヶ所の施設見学を行い、短期入所、ケアホームについて保護者と共に考える機会を持つことができた。

## 3 サービス提供状況

「じねんじょ」「むく」「むくっこ」のそれぞれの支援内容の特徴を活かしたサービス提供を行った。利用メンバーの増加に伴い、職員数も年々増加しており、情報共有が課題となっ

ている。引き続き月1回の定例のケース会議に加え、必要に応じてカンファレンスを実施し、メンバーの支援内容の向上に努めた。

外部との連携の機会として、以下の3点が新たに実施された。

- ・運動訓練に関する情報共有の場として、下関市こども発達支援センター、かねはら小児科訓練部との総合カンファレンスの実施
- ・重症児者の福祉サービスについて協議することを目的として、フェニックス、下関幸陽園、じねんじょとで重症心身障害児者の支援施設連絡協議会の立ち上げ
- ・4月から新たに計画相談支援（サービス等利用計画）が導入されたことにより、サービス担当者会議への出席（各事業サービス管理責任者）